

事例5 ヒューレット・パカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合

第1 当事会社

ヒューレット・パカード・エンタープライズ・カンパニー（本社米国。以下「HPE」という。）は、ネットワーク機器を含む情報技術製品等の製造販売業を営む会社である。

ジュニパー・ネットワークス・インク（本社米国。以下「ジュニパー」という。）は、ネットワーク機器等の製造販売業を営む会社である。

以下、HPEと既に結合関係が形成されている企業の集団を「HPEグループ」、ジュニパーと既に結合関係が形成されている企業の集団を「ジュニパーグループ」、HPEとジュニパーを併せて「当事会社」、HPEグループとジュニパーグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 企業結合計画の概要及び関係法条

当事会社グループが計画している企業結合は、当事会社グループが、株式取得及び合併によって、HPEとジュニパーを統合する（以下「本件行為」という。）というものである。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条である。

また、当事会社グループが営む事業の間で競争関係等にあるものは複数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられたスイッチ及び無線LAN機器に関する検討結果について詳述したものである¹。

なお、本件行為については海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

第3 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) スイッチ

スイッチとは、PC等の複数のデバイスを接続させ、デバイス間におけるデータの送受信及び処理を行うネットワーク機器であり、処理できるデータの容量や速度といった機能の違いにより、データセンタースイッチとイーサネットスイッチに大別される。

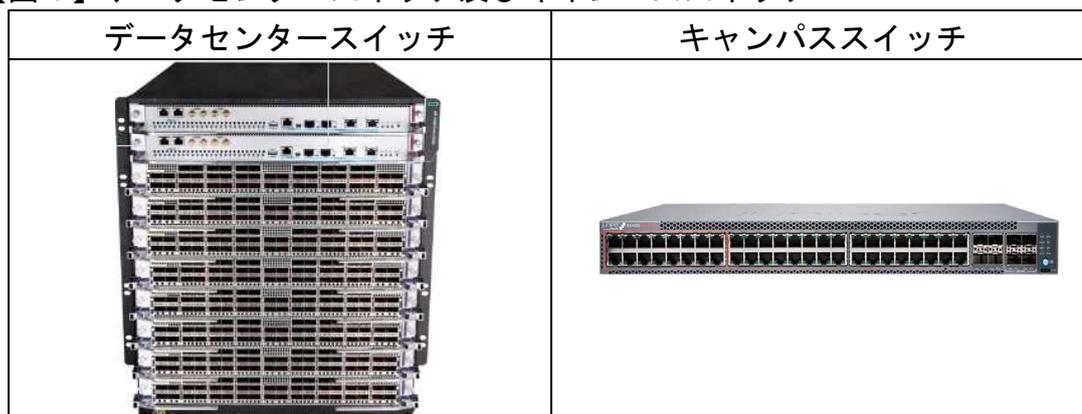
データセンタースイッチは、通信速度が速く、単位時間あたりに送信できるデータの容量が大きいといったように、大量のデータを高速で処理できる機能

¹ 公正取引委員会は、デジタル分野における競争上の問題への取組を効果的に行うため、デジタル分野に関する専門的な知見を有する民間人材をデジタルアナリストとして採用しており、本件行為の審査においても、デジタルアナリストが審査業務を支援した。

を有している。

イーサネットスイッチは、データセンタースイッチほどの高度な処理機能を有していないが、データセンタースイッチよりも安価であり、管理できるデバイスの数といった機能の違いにより、キャンパススイッチとSMB²スイッチに分類される。キャンパススイッチは、SMBスイッチよりも、規模の大きなLANにおいて比較的多数のデバイスを接続させるための機能を有しており、高価である。

【図1】 データセンタースイッチ及びキャンパススイッチ



(出所：当事会社グループ提出資料)

(2) 無線LAN機器

LANを構成する際、ネットワークに各デバイスを無線で接続するためには、無線LANアクセスポイント、無線LANコントローラーといった無線LAN機器が必要となる。

無線LANアクセスポイントとは、無線接続に対応したデバイスをLANに接続できるようにするネットワーク機器である。また、無線LANコントローラーとは、複数の無線LANアクセスポイントを管理するネットワーク機器であり、例えば、近接する無線LANアクセスポイント同士で相互干渉が生じないように調整を行うために用いられる。

【図2】 無線LANアクセスポイント及び無線LANコントローラー

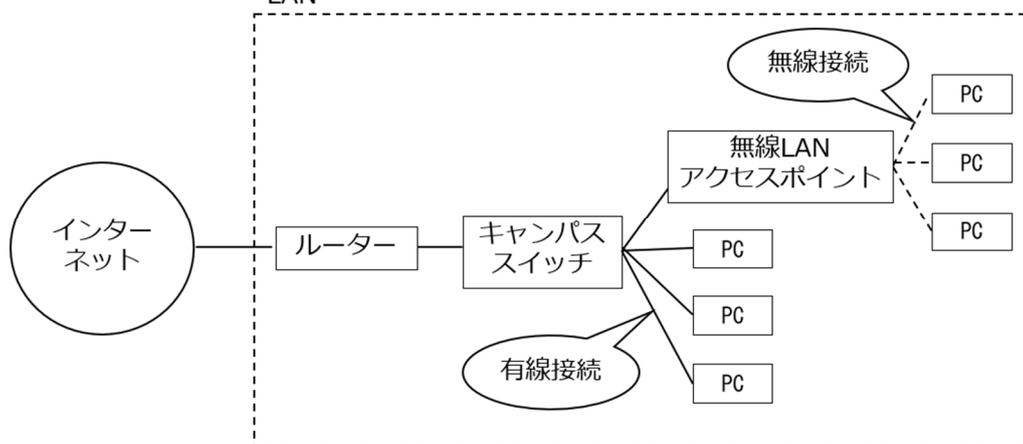


(出所：当事会社グループ提出資料)

² Small to Medium-sized Businessの略。

LANにおいて、キャンパススイッチと無線LANアクセスポイントがどのように接続されるかを示した例は以下のとおりである。

【図3】LANの構成図³⁾



2 商品範囲

(1) スイッチ

ア データセンタースイッチとイーサネットスイッチの代替性

データセンタースイッチは、大量のデータ処理等の高度な処理が要求されるデータセンターネットワーク⁴⁾において使用され、イーサネットスイッチは、高度な処理が要求されない自宅、学校、オフィスビル、工場等のLANで使用される。したがって、データセンタースイッチとイーサネットスイッチの間には需要の代替性が認められない。

次に、データセンタースイッチはイーサネットスイッチよりも高機能であることから、データセンタースイッチの製造販売業者がイーサネットスイッチを新たに製造することは比較的容易であるものの、イーサネットスイッチの製造販売業者が多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間でデータセンタースイッチを製造することは容易ではない。したがって、データセンタースイッチとイーサネットスイッチとの間の供給の代替性は限定的である。

よって、データセンタースイッチとイーサネットスイッチは、異なる商品範囲を構成する。

³⁾ ルーターとは、LANとインターネットといったネットワーク同士を接続するネットワーク機器であり、ネットワーク間の通信において、複数の経路の中から最も効率の良い経路を選択する機能（ルーティング）を有する。

⁴⁾ 社内の重要なアプリケーションやデータの保管等に利用される施設であるデータセンターで構築されるネットワーク。

イ キャンパススイッチとSMBスイッチの代替性

キャンパススイッチは、より多くのデバイスを管理し、より複雑なネットワークを有している大企業で使用される傾向にあり、SMBスイッチは大規模で複雑なネットワークを有していない中小企業で使用される傾向にある。したがって、キャンパススイッチとSMBスイッチとの間の需要の代替性は限定的である。

次に、前記アと同様の理由から、キャンパススイッチとSMBスイッチとの間の供給の代替性は限定的である。

よって、キャンパススイッチとSMBスイッチは、異なる商品範囲を構成する。

ウ 小括

前記ア及びイの事情並びに当事会社グループ間で競合するスイッチはデータセンタースイッチ及びキャンパススイッチのみであることを踏まえ、本件では、「データセンタースイッチ」及び「キャンパススイッチ」を商品範囲として画定した。

(2) 無線LAN機器

無線LANアクセスポイントと無線LANコントローラーの用途は前記1(2)のとおり異なるため、無線LANアクセスポイントと無線LANコントローラーとの間には需要の代替性が認められない。また、当事会社グループが競合する商品は無線LANアクセスポイントのみである。

したがって、本件では、「無線LANアクセスポイント」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

「データセンタースイッチ」、「キャンパススイッチ」及び「無線LANアクセスポイント」のいずれについても、供給者は需要者の所在する国及び地域を問わず販売しており、需要者も国内外の供給者を差別することなく調達していること、輸送費も安価であること等から、本件では、「世界全体」を地理的範囲として画定した⁵。

第4 本件行為が競争に与える影響

1 本件行為の企業結合類型

当事会社グループは、いずれも世界全体において、データセンタースイッチ、

⁵ なお、データセンタースイッチ、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイントのいずれについても、地理的範囲を日本全国として画定した場合の当事会社グループの市場シェアは、地理的範囲を世界全体として画定した場合よりも小さい。

キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイントの製造販売業を営んでいるため、本件行為は、世界全体における当該各商品の製造販売業に係る水平型企業結合に該当する。

また、図3のとおり、当事会社グループが製造販売するキャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイントはいずれもLANにおいて使用され、需要者が重複しているため、本件行為は、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイントの製造販売業に係る混合型企業結合（商品拡大）に該当する⁶。

2 一定の取引分野におけるセーフハーバー基準の該当性

(1) 水平型企業結合①（データセンタースイッチ）

世界全体におけるデータセンタースイッチの製造販売分野の市場シェアは表1のとおりであり、本件行為後のHHIが約1,500、HHIの増分が僅少であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【表1】データセンタースイッチの市場シェア（令和4年）

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約30%
2	B社	約20%
3	C社	約10%
4	D社	約5%
5	ジュニパーグループ	0～5%
⋮		
10	HPEグループ	0～5%
—	その他	約15%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約5%・第5位		
本件行為後のHHI：約1,500		
HHIの増分：僅少		

(2) 水平型企業結合②（キャンパススイッチ）

世界全体におけるキャンパススイッチの製造販売分野の市場シェアは表2のとおりであり、本件行為後のHHIが約2,900、HHIの増分が僅少であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

⁶ なお、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント以外にも組合せ供給の対象となり得る当事会社グループの商品は複数存在するが、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられたキャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイントの製造販売業に係る混合型企業結合に関する検討結果について詳述した。

【表2】 キャンパススイッチの市場シェア（令和4年）

順位	会社名	市場シェア
1	E社	約50%
2	F社	約10%
3	HPEグループ	約10%
4	G社	約5%
5	H社	0～5%
6	ジュニパーグループ	0～5%
—	その他	約20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約10%・第2位		
本件行為後のHHI：約2,900		
HHIの増分：僅少		

(3) 水平型企业結合③（無線LANアクセスポイント）

世界全体における無線LANアクセスポイントの製造販売分野の市場シェアは表3のとおりであり、本件行為後のHHIが約2,400、HHIの増分が約200であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。

【表3】 無線LANアクセスポイントの市場シェア（令和4年）

順位	会社名	市場シェア
1	I社	約40%
2	HPEグループ	約15%
3	J社	約10%
4	ジュニパーグループ	約5%
5	K社	0～5%
6	L社	0～5%
—	その他	約20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約20%・第2位		
本件行為後のHHI：約2,400		
HHIの増分：約200		

(4) 混合型企業結合（キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント）

キャンパススイッチの製造販売分野における当事会社グループの地位は、表2のとおり、当事会社グループの合算市場シェアが約10%（第2位）、本件行為後のHHIが約2,900である。

次に、無線LANアクセスポイントの製造販売分野における当事会社グループの地位は、表3のとおり、当事会社グループの合算市場シェアが約20%、本件

行為後のHHIが約2,400である。

したがって、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないため、後記3において、キャンパススイッチ市場及び無線LANアクセスポイント市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じることとなるかについて検討する。

3 混合型企業結合（キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント）

キャンパススイッチの製造販売分野においては、当事会社グループの合算市場シェアは約10%にとどまる一方、有力な競争者として、E社（市場シェア約50%）やF社（市場シェア約10%）が存在する。また、無線LANアクセスポイントの製造販売分野においては、当事会社グループの合算市場シェアは約20%にとどまる一方、有力な競争者として、I社（市場シェア約40%）やJ社（市場シェア約10%）が存在する。

また、無線LANアクセスポイントはキャンパススイッチに比べて更新サイクルが短いため両者を同時に更新する需要者は少なく、ネットワーク機器は共通規格に沿って製造販売されていることを踏まえると、仮に、当事会社グループがキャンパススイッチと無線LANアクセスポイントの組合せ供給を行った場合には、需要者は調達先を当事会社グループからそれぞれを単体で供給する競争者に切り替えることが容易と考えられる。

したがって、当事会社グループは、市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす組合せ供給（混合型市場閉鎖）を行う能力を有さないと考えられることから、キャンパススイッチ市場及び無線LANアクセスポイント市場における市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

以上より、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者との協動的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはいえない。

第5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはいえないと判断した。